

高齢者ソフト食研究会会則

第1章（名称）

第1条 本会の名称は、高齢者ソフト食研究会（以下「本会」という。）と称する。

第2章（目的及び事業）

（目的）

第2条 本会は、高齢者ソフト食の普及を通じて、超高齢社会における虚弱・要介護高齢者の食の質の向上を図るとともに、介護予防や健康増進に資する研究および実践を行うことをもってわが国の高齢者医療・介護・福祉サービスの向上に資することを目的とする。

（事業）

第3条

1. 本会は、原則として年1回会員総会及び学術研究会等を開催し記録を作成する。
2. その他本会の目的を達成するのに必要な事業（研修会の開催、特別委員会の設置等）を行う。
3. 事業年度は4月1日～翌年3月31日までとする。

第3章（会員）

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、所定の申し込み手続きを経て役員会で承認されたものとする。

- (1) 個人会員——医療・介護現場で食の提供に従事する個人及び関係者ほか、
当事者・ご家族の方などお年寄りの食事とQOL(生活の質)の向上に関心のある方
- (2) 法人会員——本会の目的、事業に賛同する法人
- (3) 賛助会員——本会の目的、事業に賛同する法人、個人、団体等

第4章（入会金及び会費）

（入会金）

第5条 会員は、入会時に入会金を支払うものとする。

- (1) 個人会員——1,000円
- (2) 法人会員——10万円

（会費）

第6条 会員は、事業年度ごとに会費を支払うものとする。

- (1) 個人会員——2,000円
- (2) 法人会員——10万円
- (3) 賛助会員——1口1万円 3口より

第5章（役員）

（役員の種類）

第7条 本会は、次の役員をおく。

会長	1名
副会長	1名
理事	個人会員・法人会員より若干名
顧問	若干名
監事	1名
事務局	2名→若干名

（役員の実務と選考方法）

第8条

会長は、本会を代表し、役員会の開催ほか会務を主宰する。

第9条

副会長および理事は、会長を補佐し、学術研究会・総会等、本会の運営を企画する。

第10条

1. 会長・副会長は、役員会で選考し、総会で承認を経て決める。
2. 理事は、会員の推薦により役員会で選考し、総会で承認を経て決める。初年度は、本会の前身である「高齢者ソフト食フードスケール会議」関係者の互選により決定する理事と、当該理事推薦の個人会員により構成する。（削除）
3. 顧問は、役員会で選考し、委嘱する。
4. 監事は、役員会で選考し、委嘱する。事務局が作成した会計報告を監査する。
5. 事務局は、役員会で選考し、委嘱する。本会運営にかかる一般事務を行うとともに、経理を担当する。事業年度ごとの会計報告を作成する。

（役員の実任）

第11条 役員の実任は2年とし、再任することができる。

第6章（総会・役員会の規定）

第12条 総会は、年1回5月に行い、業務及び経理を審議する。

第13条 役員会は、会長・理事・顧問・監事・事務局が出席して年1回以上開催する。

第7章（退会及び除名）

(退会)

第 14 条 会員はいつでも退会することができる。退会を希望する者は、会長宛に退会届を提出する。

(除名)

第 15 条 除名は、会費を 2 年以上滞納する者および役員会が本会の設立趣旨に照らし除名が妥当であると判断した者とする。

第 8 章 (事務局および支部)

(本部・事務局)

第 16 条 本会の本部・事務局を宮崎県宮崎市に置く。

(支部)

第 17 条 本会は必要に応じて支部をおくことができる。支部は担当する地域において事務局の補佐的役割を果たし、事務局と連携して活動するものとする。

付則

1. 本会則を変更する場合は、役員会及び総会の承認を得て行う。
2. 本会則に規定がない場合の対応は、役員会で検討し行う。
3. 本会則は、平成 25 年 1 月 1 日より施行する。

(一部改正：平成 25 年 10 月 6 日、
平成 26 年 1 月 27 日、
平成 26 年 3 月 20 日、
平成 28 年 5 月 28 日)

「高齢者ソフト食研究会」設立趣意書

わが国は、世界に先駆けて、超高齢・少子・人口減少社会を迎えました。さまざまな課題を抱えつつも、わが国では、介護保険制度などの整備により、高齢者が、たとえ介護を要する状態になっても、慣れ親しんだ地域で、その人らしく、いきいきと暮らすことの支援策が実現されつつあります。

それでも、まだ十分とは言えないのが、虚弱・要介護高齢者の「食の支援」です。高齢者になると、加齢や障害により、噛むことや、飲み込むことが難しくなり、それが誤嚥や窒息といった問題を引き起こすこととなります。

とはいえ、このような事故を恐れるあまり、誤嚥や窒息の危険性を低くすることだけを目的にした食物や栄養補給方法を選択することは、ただでさえ変化の少ない高齢者の日常生活から、大きな楽しみであり、また、大切な生活リズムを刻む「食事の楽しさ」を奪うこととなります。

このような現状を変えるべく、摂食・嚥下機能に問題があっても、安全に、おいしく食べられる食事の開発が進められています。「高齢者ソフト食」もその一つです。私たちは、「高齢者ソフト食」の普及や、新たなメニューの研究開発を進めることで、高齢者の方に、少しでも長い間、自分が好きなものを、安全に、口から食べていただける環境を作り上げたいと考えています。

このたび、このような活動をより広げるために、また、「もう年だから…」と諦めないでいい「食の選択」「食の楽しみ」を実現するために、「高齢者ソフト食研究会」を発足することといたしました。皆様のご理解とご賛同をお願い申し上げます。

平成 24 年 11 月 2 日

会を代表して 黒田留美子